

最終更新日: 2015年12月4日

兼松株式会社

代表取締役社長 下嶋政幸

問合せ先: 財務部 広報・IR室 TEL: 03-5440-8000

証券コード: 8020

<http://www.kanematsu.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、創業者自らが筆を取って宣言した創業意「我が国の福利を増進するの分子を播種栽培す」のもと、「伝統的開拓者精神と積極的創意工夫」、「組織とルールに基づいた行動」、「会社の健全なる繁栄を通じて企業の社会的責任を果たすこと」を企業理念に掲げると共に、兼松行動基準に則り、社会的有用な商品・サービスを提供することを通じて、様々なステークホルダーに報いる企業活動を行い、持続可能な社会の実現に努めております。

このため、経営の透明性を高め、より公正性・効率性・健全性を追求すべく、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、株主・顧客・取引先、従業員などの全てのステークホルダーに評価され、企業価値を高めることを目的として、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

【監督機能と業務執行機能の分離】

当社は、経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図るとともに、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用しており、業務執行機関として、社長を含む特定の執行役員で構成する経営会議を設置しております。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の経営方針、その他業務執行に関する重要事項を決定する最高意思決定機関であり、取締役の職務の執行を監督するとともに、経営会議からの重要事項の付議および各種報告等を通じて、業務の執行状況を監督しております。経営会議は、取締役会が決定した基本方針に基づき、全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。

【経営に対する監督・監査体制の強化】

当社は、取締役のうち、独立性の高い社外取締役を複数選任することにより、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性の強化・向上を図っております。また、当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査しております。更に、監査役のうち、過半数は社外監査役であり、その知見・経験に基づいた客観的視点に立った提言・助言を通じ、外部からの経営監視・監督機能を十分に果たしております。これらにより、当社の経営の透明性を高め、公正性・効率性・健全性を追求しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4) 議決権の電子行使および招集通知の英訳

当社では現在議決権行使の電子化や招集通知の英訳は実施しておりません。今後、株主構成の変化等や費用面を勘案の上、議決権の電子行使や招集通知の英訳等の対応について検討を進めます。

(原則3-1(v)) 情報開示の充実(取締役・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明)

当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由を、定時株主総会の招集通知において開示しております。社外取締役・社外監査役を除いた取締役・監査役候補者につきましても、来年度以降は、定時株主総会の招集通知等において個別の選任理由を開示する予定です。

(補充4-3-1、原則4-10、補充原則4-10-1) 取締役候補者の指名および報酬の決定に関する任意の仕組みの活用

取締役候補者の指名に際しては、人格・識見・実行力ともに優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者として、取締役会で決定しております。また、社外取締役を除く取締役の報酬は、月例報酬と業績連動報酬により構成されており、(業績連動報酬の算定方法については、当社のホームページおよび有価証券報告書等で開示しておりますのでご参照ください)、社外取締役の報酬は、月例報酬のみで構成されております。これらの取締役の報酬は、株主総会で承認された範囲内において取締役会で決定しております。現在、取締役候補者の指名および報酬の決定に際して、更なる透明性を確保することを目的として、任意の諮問機関として指名委員会および報酬委員会の設置を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4) 政策保有株式

純投資以外の目的で上場株式を保有するにあたっては、投資先企業との取引関係の維持・拡大による中長期的な収益の拡大に繋がるかどうかなど、投資の必要性・目的・採算などから見た経済的合理性、他の出資者の評価・意図、および出口戦略等について検討を行った上で、投資は是非について総合的に判断しております。

保有する上場株式に係る議決権の行使については、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないか等を当社判断基準として、議案ごとに総合的に判断しております。

(原則1-7) 関連当事者間の取引

当社は、取締役会規定、取締役規定および職務権限規定において、会社と取締役との取引、および取締役の競業取引について、取締役会での決議を求めています。また、取締役会は、これらの取引に関する重要な経過について担当の取締役等より報告を聴取いたします。

(原則3-1) 情報開示の充実

(i) 当社の企業理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページ、決算説明会資料および株主通信(KG Report)などにて開示しております。

当社の企業理念、経営戦略および経営計画については、以下のURLをご参照ください。

企業理念 <http://www.kanematsu.co.jp/company/mission/>

経営戦略および経営計画 <http://www.kanematsu.co.jp/ir/vision-130/index.html>

(ii)コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書1.「基本的な考え方」にて開示しております。

(iii)社外取締役を除く取締役の報酬は、月例報酬と業績連動報酬により構成されており、(業績連動報酬の算定方法については、当社ホームページおよび有価証券報告書などで開示しておりますのでご参照ください)、社外取締役の報酬は、月例報酬のみで構成されております。これらの取締役の報酬は、株主総会で承認された範囲内において取締役会で決定しております。

(iv)取締役候補者の指名に際しては、人格・識見・実行力ともに優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会で決定しております。監査役候補者の指名に際しては、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討した上で行っております。なお、監査役候補者の選任については、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

(v)社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由を、定時株主総会の招集通知において開示しております。社外取締役・社外監査役を除いた取締役・監査役候補者につきましても、来年度以降は、定時株主総会の招集通知等において個別の選任理由を開示する予定です。

(補充原則4-1-1) 取締役会の役割と経営陣への委任の範囲

取締役会は、執行役員等による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項(基本的な営業方針および全社的な計画の策定・決定、株主総会に関する事項、法令または定款に定める事項、特に重要な諸規定の制定改廃、投融資、契約の締結など業務執行に関する重要事項等)およびあらかじめ取締役会で定めた取締役会規定に規定する事項を決議し、その他の業務執行(その主なものは取締役会規定に定める報告事項)については、取締役会が定めた職務権限規定に基づき、経営会議または執行役員等にその決定を委任しております。

(原則4-8) 独立社外取締役の有効な活用

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しており、これらの独立社外取締役は独立した立場で取締役会の内外において適確な助言・提言を行っております。

(原則4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、独立社外取締役の指名に際して、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを確認しております。また、当社は、総合商社として多種多様な事業を行っていることから、取締役会の内外において、独立社外取締役より客観的な視点かつ独立的な立場からの的確な助言・提言を得ることを期待しております。従って、独立社外取締役候補者の指名に際しては、企業経営における豊富な経験、あるいは高度な専門性にに基づく見識等を重視することを基本方針としております。

(補充原則4-11-1) 取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、現在7名で、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要にしてかつ適切な人数で構成されております。また、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、取締役候補者を選任しております。

(補充原則4-11-2) 取締役・監査役の兼任状況

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、重要な兼職の状況は、定時株主総会招集通知の事業報告に開示しております。

(補充原則4-11-3) 取締役会の実効性についての分析・評価

取締役会は、毎年4月から6月にかけて、各取締役による自己評価を実施し、毎年1回、取締役会の運営状況について意見交換を行い、取締役会の実効性の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを行っております。2014年度、取締役会は20回開催され、経営戦略および中期ビジョン、コーポレートガバナンスなど、様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われました。現在の当社取締役会は、実効性があるものと評価しております。

(補充原則4-14-2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

社外取締役・社外監査役に当社グループの企業理念、兼松行動基準、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役、監査役に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、日本貿易会、日本経済団体連合会(経団連)、日本監査役協会等が開催する外部セミナーへの参加、人的ネットワーク作りを推奨しております。

(原則5-1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社では、財務担当役員が財務部、主計部等のIR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っております。株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を第2四半期および通期の年2回開催するとともに、逐次、アナリスト・機関投資家とのミーティングも積極的に実施し、コミュニケーションの向上に努めております。これらの結果は、随時、取締役会に報告しております。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,577,000	3.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,298,162	3.14
農林中央金庫	12,460,311	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,280,000	2.90
三井住友海上火災保険株式会社	11,613,000	2.74
東京海上日動火災保険株式会社	11,612,116	2.74

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,400,000	1.51
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5,182,931	1.22
ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ オーディナリー アカウント 107501(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,650,000	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	4,278,000	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

大和住銀投信投資顧問株式会社が、2013年12月17日付で関東財務局長宛に大量保有報告書を提出しており、2013年12月13日現在で、提出者が26,139千株の株式数を保有し、保有割合が6.19%である旨の報告を受けておりますが、当社として、当事業年度第2四半期末現在(2015年9月30日現在)における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

当社グループでは、兼松エレクトロニクス株式会社及び兼松日産農林株式会社が財務諸表規則第8条第3項に規定する子会社のうち証券取引所に上場している会社に該当します。両社の経営に関しては、その自主性を尊重し、あくまで株主としての地位、権限の範囲内で、各種案件に対し助言し、重要事項についてのみ事前に社内承認を得る体制としております。

また、両社及び両社の子会社、関連会社との間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜情報交換することにより、両社及び子会社等の独立性を十分確保する体制を構築しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平井 豊	他の会社の出身者											
片山 誠一	学者										△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平井 豊	○	——	企業経営における豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、当社の経営を監督していただくため、選任しております。 同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。 同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

片山 誠一	○	同氏は当社の寄付先である公益財団法人兼松貿易研究基金の理事を2014年5月30日から2015年4月28日まで無報酬で務めておりました。	経済学を専門とする大学教授としての企業経営に関する幅広い知識と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、当社の経営を監督していただくため、選任しております。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受ける体制となっております。また、定期的に会計監査の実施状況や会社の業績、財政状態に影響を与える事項、課題についての意見交換を実施することで情報の共有を図っております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部門である監査室は、監査役と定期的な会合をもち、監査計画の説明、実施状況の報告など緊密な連携を保ち、内部監査の実効性の確保を図っております。

3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況

内部監査部門である監査室は、会計監査人と内部統制評価などを通じて、相互に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 荘平	他の会社の出身者													
山田 洋之助	弁護士										○			
宮地 主	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 荘平		——	金融機関における長年の経験・知識と、財務および会計に関する知見に基き、当社の監査を行っていただくため選任しております。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たし、独立性を保てるものと判断しております。
山田 洋之助	○	同氏は弁護士として当社からの法律顧問および訴訟委任を受託しており、顧問料および訴訟委任については一般的な弁護士報酬をベースに報酬額を決定しております。	弁護士としての豊富な経験・知見と高い見識に基づき、当社の監査を行っていただくため選任しております。同氏は当社の株式を1,680株保有しておりますが、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たしていることなどから、独立性を保っていると判断しております。同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
宮地 主	○	——	公認会計士としての豊富な経験・知見と高い見識に基づき、当社の監査を行っていただくため選任しております。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たしていることなどから、独立性を保っていると判断しております。同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の経営責任を明確にし、業績向上に対するインセンティブを一層高めるため、業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度に係る役員の区分ごとの報酬等の総額は、以下のとおりです。
 取締役(社外取締役を除く):対象員数 11人、報酬等の総額 223百万円(基本報酬 166百万円、賞与57百万円)
 監査役(社外監査役を除く):対象員数 2人、報酬等の総額 25百万円
 社外役員:対象員数 3人、報酬等の総額 28百万円
 上記内容が記載されている有価証券報告書を、当社ホームページに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月例報酬と業績連動報酬により構成されており、月例報酬は各取締役の役位に応じて、業績を勘案して決定しております。業績連動報酬につきましては、2014年度については、業績等を勘案し賞与として決定しております。
 2015年度以降の業績連動報酬につきましては、下記の方法に基づき算定の上、支給額を確定します。

a. 総支給額

総支給額は第122期有価証券報告書に記載される親会社株主に帰属する当期純利益(連結)に0.25%を乗じた金額(親会社株主に帰属する当期純利益(連結)が50億円未満の場合は0円)または50,000千円のいずれか少ない金額といたします。

b. 個別支給額

各取締役への個別支給額は上記a. に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記ポイントに応じて按分した金額といたします。

ただし個別支給額の限度は下記に記載のとおりです。

取締役会長・社長 1.0/取締役副社長 0.74/取締役専務執行役員 0.59/取締役常務執行役員 0.53/取締役執行役員 0.37

上記の個別支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと次のとおりとなります。

個別支給額 = 総支給額 × 役位ポイント ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和

個別支給額の限度額:

取締役会長・社長 14,400千円/取締役副社長 10,700千円/取締役専務執行役員 8,500千円/取締役常務執行役員 7,600千円/

取締役執行役員 5,300千円

社外取締役については月例報酬のみを支給しており、業績連動報酬は支給しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、取締役会議案の事前説明を含む情報提供、報告及び連絡などを行っております。

社外監査役には、情報収集や監査業務を円滑かつ効率的に行うために、監査役の出席する会議、委員会の資料や申請書は事前に配布し、十分準備の整う体制を確保しております。また、社外監査役は、取締役会の他に毎週開催される経営会議にも出席し、事前に配布される資料、会議における意思決定のプロセスなどを通じて、監査に必要な情報の収集が図られております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査・監督等に関する機関は以下のとおりです。

各機関の関係・連携状況等につきましては、添付の「コーポレート・ガバナンス体制の模式図」をご参照ください。

1. 取締役会

取締役7名で構成されており、法令または定款に定める事項のほか、当社の経営方針その他重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役7名のうち2名を社外取締役とすることにより、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、業務執行に対する監督機能の一層の強化を図る体制といたしました。原則1か月に1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。なお、取締役の任期は、経営環境の変化に適切に対応するため1年としております。

経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図るとともに、業務執行の機動性を高めるため、2014年6月24日より執行役員制度を拡充しております。執行役員は、取締役会決定のもと、取締役会の委任に基づき、担当職務を執行いたします。

2. 経営会議

意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、社長を含む特定の執行役員で構成され、原則として毎月2回以上開催しております。取締役会決定の方針に基づき会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。

3. 案件審議会

重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、職務権限規定に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため設置しており、原則として月に2回開催しております。

4. 内部統制・コンプライアンス委員会

当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、また企業の法令遵守の重要性に鑑み、内部統制・コンプライアンス委員会を設置しております。

5. CSR委員会

社会貢献、環境保全など企業の社会的責任(CSR)を巡る様々な課題に対して、必要に応じて全社的な活動方針を立案し、CSR推進に関するPDCAサイクルの強化を図っております。

6. 監査役・監査役会

独立した機関として、取締役の執行を監査する体制としております。社外監査役3名を含む4名の監査役は、取締役および従業員から適宜業務執行についての報告を受けるとともに、取締役会に加え、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要会議または委員会に出席し、取締役の職務執行を監査する体制としております。

7. 監査室

会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、監査規定を定め、各部門および連結子会社を対象として、監査室による内部監査を実施しております。

8. 会計監査人

当社は、会計監査人に、あらた監査法人を選任しており、2014年度において会計監査業務を執行したあらた監査法人の公認会計士は、友田和彦、山本昌弘、矢野貴詳の3氏であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、会計士試験合格者等7名、その他15名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役による監査を実施しております。監査役4名のうち3名が社外監査役であり、その知見・経験に基づいた客観的視点に立った提言・助言を通じ、外部からの経営監視・監督機能を十分に果たしております。さらに、独立性の高い社外取締役を複数選任することにより、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性の強化・向上を図ることとしております。これらにより、当社の経営の透明性を高め、公正性・効率性・健全性を追求するコーポレート・ガバナンスの体制が整っていることから、現在の体制を採用しております。

今後、一層のコーポレート・ガバナンス強化のための法制度や当社の実状および会社規模を踏まえた望ましい体制を検討して参ります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集通知に関しては、法定の2週間(14日)前に対し、約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避し早期設定に努めております。
その他	招集通知は、株主の皆様への発送に先立ち、当社ホームページにて掲載しております。株主総会当日においては、事業報告等の一部をビジュアル化しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、第2四半期および通期の年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しており、決算内容のご説明以外に、事業内容等のご説明も行っております。また、中期経営計画等、事業戦略に関する説明会も開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度より外機関投資家への個別訪問を実施し、社長・財務担当役員が業績・財務状況、事業戦略等の説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、株主・投資家様向けのIRサイトを設けており、決算短信、有価証券報告書、アナリスト・投資家向け説明会でのご説明資料、アニュアルレポートを掲載しております。また、年2回のアナリスト・機関投資家向け決算説明会のプレゼンテーション動画についても当社ホームページからご覧いただけるようにしております。 また、適時開示資料やプレスリリース事項につきましても、タイムリーに掲載するよう努めております。その他、過去の業績をまとめた財務ハイライトやIRカレンダー、株価情報も掲載しております。 さらに株主様向けの情報として、株主総会に関するお知らせ、株式事務に関するお知らせやお問合せ先を掲載しております。 当社のホームページアドレスは次のとおりです。 http://www.kanematsu.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部に広報・IR室を設置し、IR業務に当たっております。IR活動に際しては、主計部、企画部など関係各部署の協力体制のもと行っております。	
その他	個別取材のほか、国内ロードショウやスモールミーティングの実施などにより、アナリスト・機関投資家とのコミュニケーションの向上に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「兼松行動基準」を制定しており、その中で、様々なステークホルダーに報いる企業活動を行い、持続可能な社会の実現に努めることを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを整備し、環境活動の機軸と位置づけ、環境への取組を推進しております。当社の環境マネジメントシステムは、オフィス業務活動における環境管理の徹底と、商社としての特徴を活かし、環境の維持・改善に資する製品の仕入・販売・その他の事業活動を通じ、地球環境の維持・改善に寄与することに焦点をあてております。また、内外のネットワークを活かし、環境関連商品の販売・普及による貢献にも努めております。 また、企業の社会的責任(CSR)を重視する当社の経営姿勢を一層明確にすべく、社内横断的なCSR委員会を設置しており、社会貢献、環境保全などCSRに関する種々の課題に対して、「兼松行動基準」のもと取組みを強化しております。

	環境保全、CSR活動の具体的な取組み等については、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「兼松行動基準」を制定しており、社会との相互信頼を確立し、高い透明性を保持するため、情報を適時・適切に開示することを定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定め、取締役会において決議しております。（最終改定2015年4月27日）

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

【われらの信条】

- (1) 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
 - (2) 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
 - (3) 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。
- また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。
会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- (2) コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。
- (3) 内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- (4) 法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- (2) 「文書保管保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに順ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保管する。
- (3) 当該「文書保管保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- (2) 必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- (3) 当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- (4) ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規定」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- (5) 自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

4. 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規定」を定め、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- (2) 経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- (3) 意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。経営会議には、社外取締役および監査役も出席する。
- (4) 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。
- (5) 重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規定」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。案件審議会には、監査役も出席する。
- (6) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- (7) 会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規定」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

5. 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規定に定める「関係会社運営に関する職務権限明細」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。
- (2) 年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- (3) 当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- (4) 当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- (5) 当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- (6) 当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

6. 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

7. 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

(1) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- (2) 内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1カ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。
- (3) 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (4) 監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- (5) 監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- (6) 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- (2) 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- (3) 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- (4) 当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除については、当社ではコンプライアンス上の遵守事項のひとつに「反社会的勢力には毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たない」ことを掲げております。反社会的勢力排除に向けて、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し情報を共有することにより平素から連携を密にし、さらに反社会的勢力より不当な要求を受けた場合に備えて、人事総務部を全社的対応・情報集約部署と位置付け、警察や弁護士等の外部機関と連携して対応する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 会社情報の適時開示についての基本方針

当社は、株主および従業員のみならずお取引先等を含む全てのステークホルダーや、機関投資家、アナリスト、マスコミなどに対し、迅速かつ確に情報開示を行い経営の透明性を向上させることが経営の責務であると認識しており、以下のとおり適時開示情報を取り扱っております。

2. 会社情報の集約・管理

- ・会社情報とは、決定事項に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報を言います。
- ・会社情報は、当該情報担当部署、海外拠点、連結子会社の情報集約部署から、最終的に当社主計部に集約されます。
- ・報告を受けた主計部は、経営トップ、情報取扱責任者及び関係者に報告し情報の共有を図るとともに、内部情報管理を徹底し、適宜人事総務部と連携して「内部情報管理およびインサイダー取引規制に関する規定」に基づきグループ全体を通じたインサイダー取引の防止を図ります。

3. 適時開示の判定

- ・情報の重要性の判断及び適時開示の要否は、開示規則（東京証券取引所の適時開示規則、金融商品取引法等）に則り、主計部を中心に、財務部広報・IR室、法務コンプライアンス部、企画部、当該案件担当部門等で協議・検討し決定いたします。
- ・併せて、会計監査人、弁護士、幹事証券会社によるアドバイス等を受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

4. 適時開示

- ・決定事項及び決算情報等については取締役会等での承認後遅滞無く、また発生事実については発生後遅滞無く、情報取扱責任者の指示のもと財務部広報・IR室が情報開示しております。
- ・開示は、東京証券取引所のTDnet登録、記者クラブへの資料投函、自社ホームページへの掲載等により行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

